

様式第1号

会議録

会議の名称	令和5年度第1回所沢市情報公開・個人情報保護審議会
開催日時	令和5年11月9日(木) 午後1時40分 から 午後2時40分まで
開催場所	所沢市役所 3階 第3委員会室
出席者の氏名	千草孝雄(会長)、近藤宏一(職務代理)、田口義明、長田悦子、小澤峰子、片倉博之、柴田晃
欠席者の氏名	藤本浩志
議題	(1)会長・職務代理の選出について (2)会議運営について (3)報告事項 (4)その他
会議資料	資料No.1 会議次第 資料No.2 機構図 資料No.3 審議会委員名簿 資料No.4 情報公開制度のあらまし 資料No.5 個人情報保護制度のあらまし(令和5年4月1日からの個人情報保護法に基づく制度) 資料No.6 所沢市情報公開・個人情報保護審議会条例 資料No.7 所沢市情報公開・個人情報保護審議会と審査会 資料No.8 所沢市情報公開・個人情報保護審議会運営方針 資料No.9 個人情報取扱事務届出書等の届出状況 資料No.9-1 個人情報取扱事務届出書等の状況 令和4年度下半期(10月～3月) 資料No.9-2 個人情報目的外利用等届出書の状況 令和4年度下半期(10月～3月) 資料No.10 防犯カメラの設置に関する報告 資料No.11 所沢市個人情報の保護に関する法律施行条例
担当部課名	市民部市民相談課課長 守谷 秀明 市民部市民相談課市政情報センター所長 田中 栄治 市民部市民相談課市政情報センター主任 木野田 愛理 電話 04(2998)9206

様式第2号

発言者	審議の内容(審議経過・決定事項等)
田中 所長	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の開会を宣言 ・委員8名のうち過半数である7名が出席していることから、会議が成立していることを確認 ・会長が決定するまでの間、守谷課長が仮議長を務めることを説明
	議事(1) 会長・職務代理の選出について
仮 議 長	<p>(これより、会長が決定するまでの間、守谷課長が仮議長を務める。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配布資料の確認(事務局が資料の確認を行った。) ・傍聴者の確認(傍聴者なし。) <p>会長・職務代理の選出について、審議会条例第5条第1項の規定によりますと、会長は「委員の互選によって定める」となっております。どなたか、ご推薦いただけますか。</p>
田 口 委 員	<p>当審議会の審議事項である情報公開や個人情報保護の問題に造詣が深く、前任期でも会長として議事進行をしていただいた千草委員に引き続きお願いしてはどうでしょうか。</p>
仮 議 長	<p>千草委員を会長にとのご提案がございました。その他ないようですので、よろしければ、拍手をもって承認をお願いいたします。</p>
	(委員一同拍手)
仮 議 長	<p>千草委員が会長に選出されました。千草会長に就任のご挨拶をお願いいたします。</p>
千 草 会 長	(挨拶)
仮 議 長	<p>ここで、会長が選出されましたので、仮議長を降りさせていただきます。</p>
議 長	<p>(これより、審議会条例第7条第1項に基づき、千草会長が進行する。)</p> <p>議事(1)を再開します。職務代理の指名について、事務局から説明をお願いします。</p>
木野田主任	<p>審議会条例第5条第3項により、会長が職務代理者を指名することとされています。会長による指名をお願いいたします。</p>
議 長	<p>近藤委員をお願いいたします。</p>
木野田主任	<p>近藤委員が職務代理に指名されました。</p>
議 長	<p>近藤委員から一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
近 藤 委 員	(挨拶)
	議事(2) 会議運営について

議長	では、議事(2)について事務局から説明してください。
田中所長	<p>・資料No.4～8に基づき、会議運営について説明</p> <p>・田口委員から事前質問していただいていた質問について以下のとおり回答</p> <p>1 資料5の所沢市の「個人情報保護制度のあらまし」の1ページ目、「個人情報保護制度の改正の主なポイント」のポイント5で、自己情報開示請求等の決定期限に関し、「開示請求30日以内、訂正請求と利用停止請求30日以内」とありますが、いずれも30日以内であるなら、「開示請求、訂正請求、利用停止請求のいずれも30日以内」としたほうが分かりやすいのではないのでしょうか。</p> <p>回答 「開示請求30日以内、訂正請求と利用停止請求30日以内」とした趣旨は、「ねんきん定期便」といった情報提供を除き、開示請求を行って初めて自分の情報が間違っていることに気づいてから訂正請求等を行うため書き分けたものですが、委員ご指摘の「開示請求、訂正請求、利用停止請求のいずれも30日以内」の方が分かりやすい表現ですので、表現を改めさせていただきます。</p> <p>2 その点とも関連しますが、この資料の3ページ目、「3. 開示等決定の期限」では、その1～2行目で、「自己情報の開示請求等があった場合、これまでの制度と同様に、請求の翌日から30日以内(訂正・利用停止請求は30日以内)」とありますが、この書き分けの趣旨がよく分かりません。</p> <p>これは、開示請求については、請求の翌日から30日以内、訂正請求と利用停止請求は、請求の当日から30日以内という意味でしょうか。その場合、開示請求についてのみ、請求の翌日から起算する根拠は何でしょうか。</p> <p>ちなみに、この決定等期限に関し、本則である個人情報保護法第83条第1項では、「行政機関等」(これには地方公共団体が含まれる)における「開示決定等の期限」として、「開示請求があった日から30日以内」と規定されています。</p> <p>また、同法第94条第1項では、同じく「行政機関等」の訂正決定等について、「訂正請求があった日から30日以内」と規定されています。</p> <p>さらに、同法第102条第1項では、同様に、利用停止決定等について、「利用停止請求があった日から30日以内」と規定されています。</p> <p>このように、本則となる個人情報保護法においては、開示請求と訂正請求・利用停止請求とで、30日の起算点において違いはないように思われます。</p> <p>回答 書き分けた趣旨は、質問1と同様ですが、委員ご指摘のとおりでございますので、「自己情報の開示請求等があった場合、開示請求等があった日から30日以内」に、表現を改めさせていただきます。</p> <p>3 今年度からスタートしている個人情報保護に関する新しい仕組みの下での</p>

	<p>当審議会の審議事項について、条例の規定に即して、少し具体的に教えてください。</p> <p>資料6の審議会条例第3条では、当審議会の所掌事項が以下の3区分で規定されています。</p> <p>(1) 同条第1項は、実施機関の諮問に応じ、調査審議して答申する事項であり、その第1号は、情報公開制度と個人情報保護制度の「運営に関する重要事項」です。</p> <p>(2) 同項第2号は、法施行条例等により市の機関が審議会の意見を聴くこととされ、諮問→答申の手続きをとるものです。この規定に対応して、新しい法施行条例の第4条では、「個人情報の適正な取り扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であるときは、」諮問することができるかとされています。</p> <p>(3) 審議会条例第3条第2項は、実施機関の諮問はなくても、「審議会が意見を述べることができる」とされるもので、その対象は、「情報公開制度や個人情報保護制度の運営に関する重要事項」ですから、上記①と同じ事項です。</p> <p>((1)と(3)は、単に諮問→答申という手続きを踏むかどうかの違いであり、その審議対象には、少なくとも条例の文言上は違いがないように思われます。)</p> <p>以上の3区分に応じて、審議事項をご説明いただくことは可能でしょうか。</p> <p>回答 審議会条例第3条第1項第1号の審議事項の例としては、所沢市情報公開条例を改正する場合における情報公開制度の見直し及びマイナンバー保護評価書の第三者点検が挙げられます。</p> <p>次に、審議会条例第3条第1項第2号の審議事項の例としては、所沢市個人情報保護に関する法律施行条例や所沢市議会の個人情報の保護に関する条例を改正する場合における個人情報保護制度の見直しが挙げられます。</p> <p>最後に、審議会条例第3条第2項の審議事項としては、第3条第1項とは異なり諮問に基づかずに審議するものであり、定型的な個人情報の取扱いについて、専門的知見に基づく意見を踏まえて国の法令やガイドラインに従った運用ルールの細則を事前に設定していくことで、個人情報の適切かつ効果的な活用が図られる場合が想定されますが、具体的な事例につきましては、委員の皆様からのご提案やご意見を踏まえて、当審議会にて検討していただければと考えます。</p>
議 長	事前の質問に対する回答について、田口委員から何かありますか。
田 口 委 員	ご説明を伺うと、審議会条例あるいは法施行条例の文言自体を詰めれば、答えが自動的に振り分けられて出てくるというものではなく、情報公開や個人

	<p>情報保護の制度に関する重要な問題については基本的に審議事項になる。その重要な事項は諮問・答申という手続が必要なものは第1項で行い、諮問・答申という手続を取るまでもないものについては、第2項で意見を述べるということかと思えます。したがって、この情報公開や個人情報保護の制度運営に当たっての重要な問題は幅広く審議会で議論をしていくという方向性が大事だと思えます。要するに、この制度は市民にとって関心の強いような問題については幅広く審議事項としていくという姿勢が大事なのではないかと思いますので、そのような方向で運営をしていただければと思います。</p>
議長	<p>この点について、事務局から何かありますか。</p>
田中所長	<p>田口委員のおっしゃるとおりでございます。今回の改正によって、審議会と審査会を統合するという自治体もいくつかございました。審議会と審査会を統合した場合は、先ほど申し上げた審議会条例の第3条第2項に係る審議を基本的には行わないということかと思えます。審査会は公文書公開請求及び個人情報開示請求の決定に対して不服があり審査請求を行い、諮問された場合に審議を行います。具体例としては公文書公開で非公開として黒塗りにしたものの全ての公開を求めるという審査請求に対して、審査会が審議を行い、答申を行うものでございます。この部分の整理は、今後審議会の中で委員皆様の様々なご意見やお知恵をいただきながら、審議をしていただく形がよろしいのではないかと考えております。</p>
田口委員	<p>おっしゃるとおりだと思います。市民にとって非常に大きな関心と呼ぶのではないかというような問題については幅広く、当審議会で議論をして、方向性を打ち出していったらよいのではないかと思います。</p>
千草会長	<p>初めての方もいらっしゃいますので、今のお話の中で、審議会と審査会を統合するというようなお話があったと思いますが、このように審議会と審査会が全ての自治体で分かれているというわけではないのです。審議会しかない自治体というのはあって、どちらかというとこれが多い印象があります。</p>
田中所長	<p>個人情報の保護に関する法律の改正はいわゆる2,000個問題とも言われており、それぞれ条例等で定める個人情報の取扱いが異なり、審議会や審査会についても、実は審議会と言いつつ審査会の機能だけを持っていたり、逆にその逆もあつたりということもありました。そのため、今、実際として統合により審議会と言いつつ審査会の機能も入っているというところもあります。それはそれぞれの条例を見ないとわかりません。</p>
千草会長	<p>別の自治体で情報公開・個人情報審議会の委員になったことあるのですが、そちらは審議会しかなかったのですが、まだこれから制度が変わっていくのでしょうか。</p>
田中所長	<p>実際としてはここで大きな改正があったことで今まで各地方自治体が定め</p>

	<p>ていた条例を国の法律により取扱いを一本化したわけですから今後は大きな流れとしては、それがさらに集約されるということはないだろうとは考えていますが、地方へ行けば行くほど、人口が少なくなればなるほど審査会を行う案件があまりないとなりますと審議会や審査会をあえて設置しないというところもあります。実際としては広域的な形で審査会を設置しておき、審査請求がありましたら審議を行うというようなどころもあると聞いております。</p>
千草会長	<p>そのような制度移行期という部分もあるのでしょうか。</p>
田中所長	<p>制度が改正されることに伴い、当審議会に諮問いたしました個人情報保護制度の見直しの審議の中で旧条例と新しい法律に基づく取扱いの変更等について説明をさせていただきました。こちらについては次回ご説明できればと考えております。</p>
議長	<p>事務局からありました説明に関して、委員の皆様から質問等がありますか。</p>
	<p>(質問等なし)</p>
	<p>議事(3) 報告事項</p>
	<p>議事(3)報告事項に移ります。報告事項2件について、事務局から説明をお願いします。</p>
木野田主任	<p>(1) <u>個人情報取扱事務届出書等の届出状況(資料No.9)</u></p> <p>令和4年10月1日から令和5年3月31日までの期間に、個人情報取扱事務届出書は18件、個人情報目的外利用等届出書は10件の提出がありました。詳細は資料のとおりとなります。なお、個人情報取扱事務届出書につきましては、所沢市個人情報保護条例の廃止に伴いまして、令和5年4月1日以降は、個人情報の保護に関する法律に基づく個人情報ファイル簿に置き換えて、所沢市ホームページにて公表しております。</p> <p>現在、各所属に対し、個人情報ファイル簿の登録、変更、削除について照会を行っておりますことから、次回の審議会におきまして、個人情報ファイル簿の公表状況について報告したいと考えております。</p>
田中所長	<p>(2) <u>防犯カメラの設置に関する報告(資料No.10)</u></p> <p>市の施設における防犯カメラの設置及び利用に関する基準に基づく防犯カメラの設置に関する報告の状況は、資料のとおりです。</p> <p>なお、東部クリーンセンターの職員に設置の経緯について伺ったところ、ごみ収集車が集める、また、市民等が持ち込む燃やせるごみをピットへ投入するプラットホーム受入業務を委託している事業者からの要望により施設の監視用として、今年3月にカメラを設置しましたが、設置後に委託業者から盗難・不法投棄防止のため録画機能が付いた防犯カメラとしても使用したいとの申し出を受け、8月1日より運用を開始するため届け出たと伺っております。</p> <p>令和5年9月30日現在の市の施設における防犯カメラの設置に関する報告の施設の数40件、防犯カメラの設置台数は合計186台となっております。</p>

	<p>主な施設と設置場所については、学校の校門、まちづくりセンターの入口等となっております。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症が2類から5類となったこと等による市の施設への来所者増加に伴い、市の複数の施設より防犯カメラ設置の相談を受けております。設置の報告がありましたら、次回以降の審議会にて報告いたします。</p>
議長	<p>ただいまの説明について、委員の皆様から質問や意見はありますか。</p>
田口委員	<p>ご説明いただきました資料9ですが、個人情報の取扱事務届出書や目的外利用等の届出書の届出状況については、半期ごとにこの審議会にご報告いただくと同時に、広報とろざわへの掲載あるいはホームページへの掲載が行われてきましたが、このような形での届出状況の報告は今回が最後であり、今後令和5年度以降は、このような届出書の届出状況という形では、外に出てこなくなるのでしょうか。それとも届出自体が行われなくなるのでしょうか。</p> <p>先ほど個人情報ファイル簿の公開状況を新たに報告するようになるというお話だったかと思いますが、個人情報ファイル簿の公開状況というのはどのようなものなのでしょうか。この届出書にほぼ相当するものなのでしょうか。</p>
木野田主任	<p>個人情報ファイル簿の記載内容については、個人情報保護法に記載すべき事項の規定がございます。</p> <p>主なものを挙げさせていただきますと、個人情報ファイルの名称、行政機関等の名称、個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称、利用目的、記録項目、記録範囲、記録情報の収集方法、要配慮個人情報の有無などがあります。基本的には昨年度までの個人情報取扱事務届出書の内容と大きな差異はないものと考えます。</p>
田口委員	<p>資料9のような従来の形での公表は今回で最後になるということでしょうか。今後は個人情報ファイル簿の公開状況を報告するということですが、個人情報ファイル簿自体は非常に膨大なものだと思いますので、こちらをそのまま出すということではなく、個人情報ファイル簿の変動状況が定期的に公表されるという理解でよいのでしょうか。</p>
田中所長	<p>個人情報ファイル簿の公表方法についてですが、資料9のような形に準じて公表を検討したいと考えています。</p>
田口委員	<p>個人情報取扱事務届出書が新たに個人情報ファイル簿という名称に変わり、その個人情報ファイル簿の変動状況が定期的に公表されるというようにイメージしておけばよろしいでしょうか。</p>
田中所長	<p>現在、庁内に照会中ですが、次回の審議会でご報告する際は、法律改正後初めての審議会への報告となりますので、どのような事務なのか、どの所属が行っているのか、どんな記録項目なのかを整理した表をお示しできればと考えております。</p>
田口委員	<p>従来の個人情報取扱事務届出書の届出状況については、従来の所沢市個人情報保護条例の規定に基づき、届出がなされ、その届出されたものを公表してきたと思いますが、個人情報ファイル簿はこの条例ではなく、個人情報</p>

	保護法の規定に基づき、作成をしなければならなくなったものと思いますが、その個人情報ファイル簿の変動状況を一般に公開する形になるのでしょうか。
木野田主任	今、現在市のホームページで既に個人情報ファイル簿は公表しておりますが、定期的に更新を行っていく予定ですが、更新までの期間に何件の変動があったかという報告ではなく、更新時に個人情報ファイル簿自体を塗り替える形で公表を行っていく予定です。
田口委員	そうしますと、かなり膨大なものになるのかと思いますが、その個人情報ファイル簿を審議会の配布資料とするのは難しいのではないのでしょうか。
田中所長	ホームページに公表しているものをそのまま審議会の配布資料とするのは、膨大な量になりますので、主な記録項目などを記載した別表のような形で、現在の取扱事務届として報告しているような形でお示ししたいと考えております。
田口委員	分かりました。そうしますと、次回は令和5年度前期の個人情報ファイル簿の状況をまとめたものをご提示いただけるということでしょうか。
田中所長	現在、庁内に照会中ですので、次回の審議会でお示しできればと考えます。
田口委員	個人情報ファイル簿自体は、市政情報センターに備えつけられており、だれでも自由に閲覧することができるのですね。
田中所長	市政情報センターに配架しております。また、市のホームページにも公開しております。
田口委員	そのような形に次回から模様替えして提示されるようになるということで、分かりました。ありがとうございます。
	議事(4) その他
議長	議事(4)その他に移ります。 委員の皆様から質問等がありますか。
	(質問等なし)
議長	事務局から何かありますか。
田中所長	・次回の審議会の日程について説明
議長	委員の皆様から質問等がありますか。
田口委員	議題とは関係ないのですが、最近NTT西日本の関連会社から個人情報が大量に漏えいしたと報道がありました。漏えいの規模が900万件に及ぶという極めて大規模な漏えい事件ですが、漏えいした個人情報の中に自治体の情報もかなり含まれていたと報道されています。所沢市は今回の事件に関連して何か漏えい等の問題はありませんでしたね。
田中所長	記者会見は10月17日に行われたと思いますが、NTT西日本の関連会社による個人情報の流出が発覚しました。NTT西日本の子会社であるNTTビジネスソリューションズにおけるコールセンターシステムの運用保守業務を担当していた元派遣社員が約900万件の顧客情報を流出してしまったものです。

	<p>その900万件のうち、コールセンター業務を請け負った企業や自治体など59の顧客が持つ個人情報があり、59の顧客のうち、自治体が行っている特定検診の電話勧奨(コールセンター)事業が含まれていました。所沢市はその59の顧客には含まれておりませんが、特定検診の事業を行っている国民健康保険課から市政情報センターへ問合せがあり、過去に NTT の関連子会社に業務委託をしていたため、その会社に確認したほうがよいかというものでした。</p> <p>個人情報保護法等が改正され、保有個人情報に係る本人の数が公的部門では100人を超える漏えいが発生し又は発生したおそれがある場合などは、個人情報保護委員会に報告しなければならないことから、市政情報センターは、国民健康保険課に対し、業務委託をしていた会社に確認するよう助言したところ、後日、国民健康保険課より、会社に確認したところ今回の報道に関連する漏えいはなかったとのことでした。また、所沢市が業務委託していた関連会社は NTT 東日本の子会社であるため直接的な関係はないとのことでした。</p>
田 口 委 員	NTT 西日本の関連会社での事件ということですので、NTT 東日本の関連であれば問題はないと思いますが、今回も委託先から個人情報が漏えいしておりますので、委託業務等を実施する際には、万が一にも個人情報が漏えいしないように万全を期していただきたいと思います。
田 中 所 長	新聞、報道等で常時個人情報に関する事故等に関しては常に注視しておりますので、情報が届き次第、所沢市に関連性があるかを確認し、関連する可能性がある場合は担当課へ状況確認等を行ってまいります。万が一個人情報の漏えい等の事案が発生してしまった場合は、審議会にも報告をいたします。
田 口 委 員	分かりました。
議 長	その他に質問等がありますか。
	(質問等なし)
議 長	以上で令和5年度第1回所沢市情報公開・個人情報保護審議会を終了します。
田 中 所 長	・会議の閉会を宣言

以上